

地域福祉活動助成金

運営費

事業費

<対象期間>
R3.4/1~R4.3/31

<対象期間>
R3.4/1~R4.3/31

<申請期間>
R3.4/15~R3.7/15 (→申請した月の翌月下旬までに決定)

<申請期間>
R3.4/15~R3.12/28

<対象団体>

- 以下の全てを満たす団体
- 本会の活動に協力し、かつ、地域福祉の向上及び充実に寄与する事業を行っている。
 - 本会にボランティア団体情報カードを提出している。
 - 構成員が**5人以上**で、その**過半数以上**が**朝霞市民**。
 - 毎年、**収支予算書**及び**収支決算書**を作成している。
 - 会費、参加費等を徴収するなど、**自主財源の確保**に努めている。(運営費のみ)
 - 朝霞市内**に拠点をおいて活動している。
 - 規約**又は**会則**を有している。
 - 営利、政治、宗教等の活動が目的でない。

歳末援護金【予定】

→8月頃に、本会ホームページに情報を掲載します。

<対象期間>
R3.11/1~R4.2/28

<申請期間>
R3.9/1~10/31 (→申請した月の翌月下旬までに決定)

<対象団体>

- 地域福祉の推進を目的とし、福祉活動を実践している
- 主な**構成員**が**朝霞市民**
- 主に**朝霞市内**で活動している
- 活動実績**1年以上**(原則)

<対象事業>

- 住民が主体となって行う地域福祉推進のための事業
<例>
- ・地域から孤立をなくすための活動・・・サロンの年末年始行事
 - ・地域住民が参加できる活動・・・高齢者会食会でおせち料理を提供
 - ・地域住民の福祉活動への参加促進・・・講演会や交流事業
 - ・支援を必要とする方々への直接的な援助・・・当事者団体の新年会
 - ・防災に関連する事業・・・自治会・町内会が行う防災訓練
 - ・児童の健全な育成を目的とする事業・・・乳幼児をもつ親を対象とした交流会
 - ・地域福祉推進のための事業・・・AED操作講習会

- <対象にならないものの例>
- ×ボランティア懇談会の経費
 - ×領収書で確認できない経費
 - ×人件費などの経常経費
 - ×助成対象の事業に直接関係ない経費

<上限金額>

10,000円程度(未定)
※新型コロナウイルス感染症の影響で、財源である歳末たすけあい募金の大幅な減少が予測されます。この金額よりも低くなる可能性がありますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

<お問い合わせ先>

朝霞市社会福祉協議会地域福祉推進係

☎048-486-2485【直通】

FAX:048-486-2418

助成金の種類と区分	運営費			事業費
	地域福祉活動団体	ふれあい・いきいきサロン	高齢者会食会	
対象	以下の全てを満たす団体 ・活動実績が 1年 以上 ・ボランティア団体、福祉活動団体、当事者団体、NPO法人など	以下の全てを満たす団体 ・活動実績が 半年 以上かつ 5回 以上 ・高齢者、障害者、子育て中の親子などを対象に、 居場所づくり の活動をしている。 (子育てサロンは、世代間交流を伴う活動) ・対象者であれば 誰もが 参加できる。 ・ 毎月 、開催している。	以下の全てを満たす団体 ・活動実績が 半年 以上かつ 5回 以上 ・70歳以上の独居高齢者を対象としている。 ・対象者であれば 誰もが 参加できる。 ・ 原則、食事の提供 をしている。	以下の全てを満たす事業 ・ 広く一般 に参加を呼びかける。 ・この助成金の 交付額以上の事業費 で実施される。
助成基準額(上限金額)	24,000円	2,000円×開催回数(上限80,000円) ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	4,500円×開催回数(上限108,000円) ※事前準備・他団体との共催事業は、開催回数から除く。	30,000円
対象経費の例	家賃・光熱水費・人件費等の運営維持費、会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費			会場費、保険料、郵便料、謝礼、印刷費、材料費